

第2回シンポジウム—2

対論 南アジアにおける歴史展開のダイナミズムを問う

南インドにおける 古代から中世への移行

—タミル語刻文の検討から—

辛島 昇

1 古代国家チョーラ朝の支配

「今やこのバラモン兄弟は、かつてのバラモンとヴェッラーラ・カーストによるよき風習を忘れ、低カーストの悪しき振る舞いに染まってしまった」。

これはタミル・ナードゥ州北部ティルカッチュール村のヒンドゥー寺院に残る13世紀のタミル語刻文〔SHI xxvi-333〕で、家畜を盗む、女性を辱めるなどの悪事を働くようになったバラモン5兄弟が巻き起こした地域社会での騒動について記すものの一節である。日本の古代・中世史では、これも13世紀『愚管抄』の「日本国ノ乱逆ト云フコト起リテ後、武者〔ムサ〕ノ世ニナリニケルナリ」という一節が、時代の変化を鋭く感じ取った言説として名高いが、それに匹敵するものとも言えよう。すなわち、そこには移り行く時代の変化を捉えた、その当時の人々の感性が示されている。

タミル・ナードゥを中心に南インドを9世紀中葉から4世紀に亘って支配したチョーラ朝の滅亡は1279年のこととされる。私は、その13世紀を中心に起こった社会変動が南インドに中世社会の出現をもたらし、やがて15世紀には、中世国家としてのヴィジャヤナガル王国によるナーヤカ支配が確立するものとする。したがって、ここでまず、古代国家としてのチョーラ王国の支配構造について述べておこう。

バートン・シュタインは、パッラヴァ朝からヴィジャヤナガルにいたる英領期以前の南インドの諸国家は、何れも「分節国家」であるとする「分節国家論」を1970年代に提唱した。彼によれば、その特徴は、国家の中心には一つの氏族的地域共同体があり、そこには国王である共同体の首長がいて政治的に支配する。その周りに同様の共同体が数多く存在し、それぞれに別個の首長によって支配されている。それらの周囲の共同体は中心共同体の首長（国王）の政治的支配はうけないが、その宗教的権威を認め、それに儀礼的に服属する。共同体の一つ一つが分節（セグメント）で、それらが儀礼的に統合されることによって、一つの国家（分節国家）が形成される、とする。

したがって彼は、中央の共同体（例えば、タンジャーヴール・デルタにおけるチョーラ朝一族）が整備した官僚機構をもち、他の地方にまでその行政を推し進め、全体を政治的に支配するといった解釈に反対し、チョーラ朝を、それまでの君主国と違ってビザンチン・タイプの官僚制を持つ中央集権国家であるとしたニーラカンタ・シャーストリを批判した [Stein 1980: 256]。しかし、その解釈に対しては、主としてインド人研究者の間から反対が相次いだ。最大の問題点は、統一的行政機構存在の否定で、最盛期ラージャラージャ1世、ラージェンドラ1世の統治には、中央集権国家建設への志向とそれに基づく統一的行政機構が存在した。

その宗教政策について、ラージャラージャ1世が首都に建立したシヴァ寺院は、ラージャラージェーシュヴァラという彼自身の名をつけたリングを祀り、それまでの氏族的な墓廟寺院（パッリパダイ）の域を超え、明白に中央集権国家のシンボルとしての意味をもつ [Ogura 1999]。ラージェンドラ1世が新首都に全く同様のラージェンドレーシュヴァラ寺院を建立したことも、それを示す。これら寺院の建立は宗教的目的にとどまらず、別の詔勅からは、この寺院に寄進された多額の資金が、デルタ地帯の村落に貸し出され、水利施設の建設など、地域の生産性の増大に活用されたと推定され、首都の寺院に寄進された村落は、スリランカやカルナータカ地方など、占領地のものをも含んだ。

王国全土の統一的支配を目指した他の証拠としては、度量衡統一の試みがある。村落寄進刻文には、租税の斛を量るべき新しい杓（マラッカール）が記され、統治17年には大規模な検地が行われた。ラージェー

ンドラ1世刻文にマーリハイ・コールという新しい王宮の測量杖の使用が見え、地積ヴェーリの統一の試みも行われている [Karashima 2009]。このような度量衡統一の努力からも、王国各地にある「分節」の首長が王の政治的支配を受けなかったという理解は斥けられる。

シュタインによれば、民族的共同体によって生産が組織されてきた地域としてのナードゥは「分節」であり、半独立的ナードゥの連合によって「分節国家」が成り立つが、ラージャラージャ1世はこのナードゥに勢力をもつ地方領主権力の弱体化を図った。チョーラ・マンダラムとそこの100以上のナードゥの間に、ヴァラナードゥという中位行政区分を創出して租税行政をそこに集中させ、また、既存のナードゥを分断するような線引きも行った。パッラヴァ朝の地に見られたコーツタムも、クロットゥンガ1世により、ヴァラナードゥに変更されている。

刻文からの当時の官僚機構を再構成してみると、10世紀には王国全土での租税を扱うプラヴヴァリという役所があり、最盛期にはその内部に数々の役職がおかれた。高位の役職者には、与えた王の名を組み込んだムーヴェーンダヴェーラーン、パッラヴァラーヤン、ブラフマラーヤンなどの称号が与えられた。ムーヴェーンダヴェーラーンはヴェッラーラ・カースト、ブラフマラーヤンはバラモン・カーストの者に授与され、王は彼らとの個人的関係を強化し、ナードゥを支配する地方領主の力を弱めようとしたものと推定される。王命の記録や伝達に関わるティルマンディラ・オーライを含むオーライ（書記）という役職も存在したが、彼らにもそのような称号が与えられている [Subbarayalu 1982, Shanmugam 1987]。

高級官僚にはアディカーリという名称が与えられ、その多くもムーヴェーンダヴェーラーンの称号保持者であった。以上から、かなり整備した機構が存在し、その行政が遠隔地方にも及んでいたことは確実であり、租税額を明記しての多数の遠隔地村落の寄進は、そのような官僚機構の存在によってはじめて可能となるものである。

バラモンに施与されたブラフマデーヤと呼ばれる村落が多数形成され、そこに居住するバラモンたちが王朝の地方統治に大きな役割を果たした。バラモンへの村落施与は、グプタ朝の統治理念で、その統治技術を取り入れたパッラヴァ朝にも見られたが、チョーラ朝はその規模を著しく拡大した。ラージェンドラ1世のカランダイ銅版刻文では、50以

上の村落が一つのブラフマデーヤにされ、1080 人のバラモンに与えられた。土地や租税の詳細の他に、バラモンたちの名が、出身地、属する学派その他の情報とともにしるされ、オーライ長をはじめ、40 人の関係役人の名も、出身地他の情報とともに記載されている [Krishnan 1984]。

このような支配機構を持つチョーラ朝はどのようにして崩壊したのか。王国の生産の基礎は農業生産であったが、その生産様式に深く関わる土地保有の状況が、王朝支配の前期と後期では変化し、中期に起こったその変化が、後期に新しい政治経済状況を作り出し、それによって中央集権的支配が揺らいだと考えられる。以下に、刻文の検討によってそのことを明らかにしてみよう。

2 土地保有状況の変化—個別的私的保有の展開—

チョーラ朝の時代、カーヴェーリ川南岸、現ティルチラーパッリ市西郊にイーシャーナマンガラムとアッルールという 2 村があり、そこでの土地寄進、土地売買について記す 10 世紀の刻文が多数残っている。イーシャーナマンガラムはブラフマデーヤ村落で、その刻文での土地の譲渡者は、サバーと呼ばれる土地保有者（バラモン）共同体も見られるが、多くは、名前の明らかな個人であり（21 例中 16 例）、村内の多くの土地は個人によって私的に保有されていたものと推定される。その状況は、譲渡される土地の境界地の検討によっても示唆され、イーシャーナマンガラムにおいては、土地と個人との結びつきが強固であった。

それに比べて、アッルールの土地保有については、個人によって保有されていたと考えられる土地は極めて少なく、殆どはウールと呼ばれる村落共同体か、水門管理団体などによって保有され（11 例中 9 例）、個人としても、占星者、踊り手、村書記などの、何らかの役職者によって保有されていた。ウールという村落共同体を持つこの村は、チョーラ朝期、あるいはそれに先立つパッラヴァ期に王権によってバラモンに施与されたブラフマデーヤ村落と異なって、それ以前から存続する伝統的な一般村落なのである。

また、アッルールにおいては、土地は主としてウール共同体によって共同で保有されただけでなく、耕作もその成員によって共同でなされていたと推定される。それに反し、イーシャーナマンガラムにおいては、土地保有者としてのバラモンは耕作に従事せず、それは村に付属の小村に

居住するヴェッラーラ農民によってなされたように思われる。つまり、ブラフマデーヤ村落では、土地保有者と耕作者が分離し、土地を媒介にした階層分化が存在したと言えよう。一般村落では、不可触民パライヤルによる耕作も見られたが、少なくとも、チョーラ朝前期の10世紀には、ブラフマデーヤに見られたような階層分化は未だ起こっていない [Karashima 1984: 9-12]。

以上の検討はチョーラ朝前期の特定村落における土地保有状況についてであったが、その一般性については、その後に行われた2つの検討によって確かめられている。その一つ、スッパラーヤル氏の検討は、以下のものである [Karashima 1984: 14]。すなわち、氏はテキストの出版されているチョーラ朝期刻文を探索して、土地譲渡を記す260刻文における土地譲渡者（土地保有者）を、バラモン村落共同体、バラモン個人、一般村落共同体、一般村落個人、商業都市共同体、寺院の6者に分け、それを約100年毎のチョーラ朝支配の4期について数え上げた。その結果は、以下の如くである。

単位は%

土地譲渡者時期(年)		バラモン村落共同体	バラモン個人	一般村落共同体	一般村落個人	商業都市共同体	寺院	その他
I	875-985	54.1	27.8	12	1.5	1.5	-	3
II	986-1070	37.5	10.4	29.2	4.2	8.3	8.3	2.2
III	1071-1178	48.1	11.5	17.3	7.7	7.7	3.8	3.8
IV	1179-1279	25.9	3.7	11.1	37	11.1	3.7	7.4

注目すべき数字は、第I期のバラモン村落において、共同体と個人の比が2対1であるのに比して、一般村落においてはその比が8対1であることで、そのことは一般村落における共同体的土地保有の強固さを示すものといえよう。また、上の表は、後期にかけてその状況に大きな変化が見られるようになったことを示し、とくに土地の個人保有が一般村落に普及したことを推定させるが、その状況を個々の刻文によって検討してみよう。

ティルチラーパッリ市に含まれるカーヴェーリ川中州のジェンブケーシュヴァラ寺院には、北岸8村の土地の売却と寄進による譲渡（ジャンブケーシュヴァラ寺院への）を記す13世紀前半の刻文が残されている。

それによると、それら8村の土地（場合によって1村まるまる）は1人から39人の名前の分かる所有者によって譲渡されていて、譲渡者の手に渡る以前の土地の来歴が記される場合も多く、ある土地は、先祖の1人が国家の競売で買い、それを彼が相続したとされ、ある土地（村）は、それを売却した39人が、かつて別の2人から購入したものとされている。これらの8村は全て一般村落であり、それにもかかわらず、そこでは土地の個人保有とその売買が頻繁に行われたことが明らかである。

個人は村落の土地に対してカーニという世襲で、譲渡可能な保有権を有しており、ある1村の場合、その権利はパングという「持分権」によって表されている。パングの場合は、持分が、中心となるべき耕地の他に、その面積に応じた居住区、公共用地などのセットとなっているだけでなく、土地は境界によって特定されていない。これら8村の中で、パングではなく、単にカーニと記される土地も、ほとんどの場合、耕地の面積に応じて、居住区、家屋などを含んでいるが、土地（耕地）は境界と面積によって特定されている [辛島 1976、Karashima 1984: 13-18]。土地に対する権利（保有権）がカーニという語によって示される例はパツラヴァ朝刻文にも見られるが、それへの言及は11世紀のチョーラ朝治下で急増し、12世紀にはカーニヤール（カーニ保持者）などという語が出現する。

カーニの保有が一般化すれば、それが持分権化するのを予期することはできるが、そこには耕作者の問題、土地に対する人々の意識、さらに、地域社会の安定の問題もあり、チョーラ朝後期全体を通して、カーニと表現される土地が、パングによって表現される場合と同様に、全て抽象的な持分権化していたとは考えにくい。8村中でパングの売買を記す刻文も、ある箇所では単に「売買文書」と記しながら、他の箇所では「土地売買文書」と記している。カーニの場合には、全て「土地売買文書」あるいは「ブンジェイ（畑地）売買文書」などと、そこに「土地」という言葉があり、多くの場合、境界地についての克明な記述を伴っている。

この時期の土地保有者（個人）については、8村の場合も含め、大多数がウダイヤーン（字義は所有者）という称号の保持者であり、また、先に官制のところで述べたようなアラヤン（元来は王の意味）という語を接尾辞としてもつ政府高官または地方有力者も多く見られた。何れにせよ、チョーラ朝後期、それも末期に向かって、一定の生産力を持つ土

地がそのような個人の手によって保有され、有力者による土地の集積が行われた。ウダイヤーンの称号には村落名が接頭辞としてつくことが多く、その場合は、その村にカーニの地を持つことを意味したと推定されるが、ナードゥ・ウダイヤーン（ナードゥの保有者）、あるいはナードゥ・アージュヴァーン（ナードゥの統治者）という称号も見られるようになり、ナードゥのような何十村にも及ぶ広大な地にカーニの権利をもつ者も出現した。これらウダイヤーン、アラヤン、アージュヴァーンなどの称号保持者が、カーヴェーリ川下流域の刻文中に現れる頻度は、チョーラ朝末期に向かって急増している〔辛島 1976: 53〕。

3 アラヤン称号保持者による土地の集積と新興ジャーティ集団の組織化

チョーラ朝前期には、少なくとも一般村落においては、土地の共同保有が一般的であったのに、後期になって何故このように個人による私的保有が一般化したのか、その理由は次のように考えられる。まず、バラモンのブラフマデーヤ村落において土地の個人保有の状況が作り出され（バラモン村落での共同保有も見られるが）、10世紀後半以降には、ジーヴィタム（恩給地）、あるいはジャンマ・カーニ（永代保有地）という名で、政府高官への土地施与が行われるようになったことが原因であったと考えられる。また、11世紀前半における領土拡大により、占領地から巨額の資金がカーヴェーリ・デルタにもたらされ、村落の灌漑設備改良に投入されると同時に、土地をもつ有力者たちの土地購買意欲を刺激したことも大きな原因であろう。

アラヤン称号保持者を中心とする政府高官、地方有力者などによる土地購買意欲と、それがもたらした弊害をよく示すのは、カーヴェーリ川北岸キージュ・パジュヴールの寺院に残るラージャーディラージャ2世の詔勅刻文（A.D. 1173）である。一部を引用すると以下のようである。

三界の王、ラージャーディラージャデーヴァル王の統治第11年第219日、王からクンラ・クートウラム別名ウットゥンガトウンガ・ヴァラナードゥ〔中位行政地域名〕の村々の者たちに対して出された通達。このナードゥ〔上述のヴァラナードゥ〕の村々の、古くからのカーニヤール〔土地保有者〕として〔保有権を〕享受してきた者たちを除き、例え、それらがイラージュクラ〔アラヤン称号保持者〕であろうとも、ラー

ジェーンドラチョーラ大河南岸のナードゥに住む者たちであろうとも、王の統治10年までにラージャラージャ王の競売で買ったと言おうとも、個人〔クディ〕から買ったと言おうとも、ラージャラージャ王の競売で買った者から買ったと言おうとも、誰も〔保有権を〕享受してはならない。ラージェーンドラチョーラ〔大〕河の南岸の者たちは、これから後も〔保有権を〕購入してはならない。(中略) ラージェーンドラチョーラ大河の北岸の者たちは、古くからのカーニヤーラルを除き、〔保有権を〕享受してはならない(以下略) [ARE 1926-259; Karashima 2009]。

このような勅令にもかかわらず、個人的土地売買はその後も増加したことは数々の刻文から明らかである。ジャンブケーシュヴァラ寺院に残る12世紀末の刻文 [ARE 1937/38-38] はカーヴェーリ北岸のある村のキジャヴァン(ウダイヤーンに同じ)が、王から土地を賜与され、自分の保有していた土地と併せて新しい村を作り、王に願い出てその永代保有(ジャンマ・カーニ)を許されたことを伝えるが、そのキジャヴァンは5ヶ村に持っていた土地を併せて1村とし、王によってその永代保有を許された [Karashima 1984: 25]。他にもこのような例を見出すことは容易で、それらは個人による土地の集積が進行したことを示している。

土地集積に走った中期までの政府高官、地方有力者はムーヴェーンダヴェーラーンなどの称号をもつヴェッラーラが主体であったが、後期になって目に付くようになってきたのは、元来は丘陵地帯に居住し、中期の領土拡大政策によってチョーラ軍に編入されて平地に進出し、社会的力を増大した元来の山地部族民であった。彼らもまたアラヤンなどの称号を与えられ、その財力、場合によっては武力を行使するなどして、土地保有者となっていった。詔勅にいう「北岸の者たち」はそのような旧山地部族民を指しているものと思われるが、そのような例としては、13世紀に、シュルディマーンという旧山地部族民が土地を集積して行った状況を示す刻文が、ウットウンガトウンガ・ヴァラナードゥの寺院に数多く残されている [Karashima 1984: 23-24]。

シュルディマーンの他にも、マライヤマーン、パッリなど幾つもの旧山地部族民が平野部に土地を獲得して、大きな勢力を築き上げたが、中でパッリはそのリーダー格だった。パッリは12世紀後半から、カーダヴァラーヤ、ジャンブヴァラーヤなどの称号をもつ地方領主として成長

し、やがてチョーラ朝を崩壊へと導くことになった。前期において、土地を保有し、自身その耕作を行う中心的農民集団であったヴェッラーラたちは、地方の農業生産の拠点であるナードゥにナードゥと呼ばれる共同体を形成して生産を組織していたが、新たに土地保有農民となったこれらの旧山地部族民たちも、それをまねてナードゥという共同組織を作って力を結集し、かつ、それらを連合させ、これまで社会を支配してきたバラモンとヴェッラーラの両者に対抗しようとした。

パッリはカーヴェーリ川北岸の広大な地を領域として、自分たちの団結を誇っている。彼らは、シュルディマーンと同様に、チョーラ軍の弓部隊を編成しており、タミル・ナードゥ北部にもバダイヴィードゥを中心に大きな勢力を築いていた。このような新興ジャーティはヴァランガイ（右手）とイダンガイ（左手）という二つのグループを作って連合したが、シュルディマーンは、ある刻文の中で、自分たちはカーシヤパ仙の燃やす犠牲の火から生まれ、仙人によってイダンガイの地位を与えられた者として、イダンガイ・グループへの忠誠を誓っている。

シャンブヴァラーヤの刻文は、自分たちをウジャヴ・パッリ（耕作者パッリ）と記しているが、そのように農民化した旧山地部族民たちは、チトラメーリ・ペリヤナードゥというナードゥ連合組織をも作り上げている。また、ヴァランガイ／イダンガイ・グループには、これまた当時、東西海上貿易の進展によって勢力を増大させた織布工、搾油工などの職人グループも、新しいジャーティを形成して参加している。チェッティなどの商人集団の活動は10世紀ころから顕著になってくるが、12・13世紀にはアイニユットウルヴァルというギルド組織の活動が活発となり、それらアイニユットウルヴァル、チトラメーリ・ペリヤナードゥ、ヴァランガイ／イダンガイなどの諸集団が連合で集会を開くような事態が見られるようになってきた [Karashima 2002, Karashima 2009]。

4 新興ジャーティの出現に伴う社会変動

シュルディマーン、パッリなどの旧山地部族民が、平野部に進出し、自分たちの結束を誓う刻文を残すようになったことは、彼らによるジャーティの形成を物語る。ジャーティという語が頻繁に刻文に現れるようになり、職人階層においても、搾油工のシャンカラパーディがヴァンニヤという新しい名称を取りはじめ、それまで兵士集団であったカイコーラ

が織布工として姿を現し、また、商人階層でも、それまでは特権的商人に与えられる称号であったチェッティが、特定の集団を表すようになるなど、タミル・ナードゥでは、チョーラ朝の中央集権的権力が衰退したこの時期に、ジャーティの形成が活発に行われたように推定される。

新たにジャーティ形成を行った集団は、上述のように、旧山地部族民、職人層、商人層など社会の下層に属する集団であり、彼らはそれまでの社会体制の下で支配階層を形成したバラモンとヴェッラーラに対して、敵意に近い感情を抱いていた。彼らは階層を上下に固定するヴァルナ制度を基礎とするバラモン教的社会体制に対抗し、バラモンとヴェッラーラによる支配を覆そうとしたようにも思われる。そのことを、刻文に記される呪詛文の変化によって見てみよう [Karashima 2009]。

北インドのグプタ朝、デカンのヴァーカータカ朝の刻文では、バラモンへの土地施与などに際して、「この慈善を害する者は、先祖とともに6万年にわたって糞尿の中の蛆虫となるであろう」などといった呪詛文が付けられるようになっており、『マヌ法典』には、バラモンに与えられた財を奪う者は、バラモン殺し他の「5大罪」に匹敵する罪を犯すことになるという規定がある。このグプタ朝で形成されたバラモン教的統治イデオロギーは、それを踏襲したパッラヴァ朝、チョーラ朝にも引き継がれ、チョーラ朝前期の刻文にも、「この慈善に害をなす者は、ガンジス河の辺やコモリン岬の浜辺で褐色の雌牛を殺す罪に陥るであろう」という呪詛文が見られる。

ところがチョーラ朝後期になるとその内容に変化が見られるようになる。それは一つには、刻文の内容そのものが、バラモンや寺院への財物の寄進や国王による免税処置などの慈善行為を記すだけでなく、土地の世俗的売買、村落共同体や地域共同体による種々の取り決め、ある集団によるその結束や反抗の決意表明、地方支配者同士の政治的協約など、多岐に亘るようになり、それによって呪詛の内容が変化した面も存するが、その表現内容が、具体的でえげつなく、かつ残忍なものになってきたのが大きな特徴である。例を挙げれば、軍事指導者による4村の免税化を記すワーリカンダ刻文 [ARE 1943/44-279, Tp 1240?] は、「この慈善に害をなす者の妻は、その者の馬のために草を刈るプライヤル（不可触民）に与えられることになるであろう」と記し、ある地方領主とその弟の3人の息子たちの、その地域の全てのカーストをも巻き込んだ争

いを記すシェンガマ刻文 [SH vii-118, NA 1258] は、「3人の兄弟は統治者と地域に対する反逆者であり、彼らに加担する者は、豚と犬より身分の低い者として殺され、捨てられ、彼らの妻たちはその鼻と耳を削がれるであろう」と述べる。さらに、ナードゥ（地域集会）、グラマム（村落集会）、ナガラム（都市集会）の間でなされた合意について記すラトナギリ刻文 [ARE 1914-153, Tp 13c ?] は、「この合意に叛く者がもしバラモンであれば、彼の目はえぐられ、鼻は削がれ、豚……より低い者として……兵士によって殺され、……もし合意に叛いた者が死ねば、その死骸は豚と犬の死骸として扱われ……」と記している。

これらは全て上記した新興ジャーティ集団による決定を記す刻文に見られる呪詛文であるが、最後のラトナギリ刻文では、彼らの持つバラモンへの憎しみが噴出している。13世紀以降の刻文には、それまでのヒンドゥー社会における宗教的エリートで、裕福な土地所有者であったブラフマデーヤ村落のバラモンたちが、新興のアラヤンたちによって土地を奪われていく状況、それを何とかして守ろうとする彼らの必死の努力を示す刻文が見られるが [Karashima 1992: 117-123]、冒頭に引用したティルカッチュール刻文は、正にその彼らを感じた時代の変化、すなわち、彼らの時代が終わりつつあることを感じ取った「嘆き」の表現に他ならない。

5 新しい体制と中世国家の出現

4世紀間つづいたチョーラ朝の支配は、勢力を増大させた南方のパンディヤ朝、北方のカーカティーヤ朝の攻撃を受けると同時に、中央権力に対して反抗的立場を取るようになったカードヴァラーヤ、シャンブヴァラーヤ、ヤーダヴァラーヤなどの地方領主勢力の台頭によって弱体化し、やがて1279年、滅亡の時を迎えた。

チョーラ朝を倒したパンディヤ朝、カーカティーヤ朝その他の王朝は、今度は14世紀初頭に起こったデリー・スルタン軍の侵攻を受けて崩壊した。チョーラ朝期のバラモン・ヴェッラーラ体制を打ち崩した地方領主層も、やがて14・15世紀にデカンから進出してきたヴィジャヤナガル王国のナーヤカたちによって取って代わられることになる。しかし、南インド社会は、このような13世紀を中心とした大きな社会変動によって、中世へと導かれ、ヴィジャヤナガル王国支配の下に新しい社会体制

が築かれて行ったのである。ただ、新興ジャーティ勢力が打ち壊そうとしたバラモン教的社会体制は、ヴィジャヤナガルの王たちがそのイデオロギーを国家統治の基本として依拠したために、覆ることなく、その後も維持されつづけたのであった。

付記・この口頭発表後、その内容は“The Emergence of Medieval State and Social Formation in South India”として、*International Journal of South Asian Studies*, Vol.1 (2008) に、敷衍して記した。その論文とその前後に発表した関連する論考は、全て Noboru Karashima, *Ancient to Medieval: South Indian Society in Transition*, New Delhi, Oxford University Press, 2009 に所収したので、参照していただきたい。また、13 世紀を中心とした社会変動と宗教との関わりについては、マタ（僧院）の活動に焦点を当てた論考を、N. Karashima, Y. Subbarayalu, and P. Shanmugam, “Mathas and Medieval Religious Movements in Tamil Nadu: An Epigraphical Study” として、*Indian Historical Review*, 37-2 (December 2010) に発表した。（2011 年2月5日）

参考文献

- 辛島昇、1976、「チョーラ朝期末期村落における領主的土地保有について」、辛島昇（編）『インド史における村落共同体の研究』、東京大学出版会。
- Karashima, Noboru, 1984, *South Indian History and Society: Studies from Inscriptions AD 850-1800*, New Delhi: Oxford University Press.
- Karashima, Noboru, 1992, *Towards a New Formation: South Indian Society Under Vijayanagar Rule*, New Delhi: Oxford University Press.
- Karashima, Noboru (ed.), 2002, *Ancient and Medieval Commercial Activities in the Indian Ocean: Testimony of Inscriptions and Ceramic-sherds*, Tokyo: Taisho University.
- 辛島昇（編）、2007、『世界歴史大系 南アジア史 3—南インド—』、山川出版社。
- Karashima, Noboru, 2009, *Ancient to Medieval: South Indian Society in Transition*, New Delhi: Oxford University Press.
- Krishnan, K. G., 1984, *Karandai Tamil Sangam Plates of Rajendrachola I*, New Delhi: Archaeological Survey of India.
- Ogura, Yasushi, 1999, “The Changing Concept of Kingship in the Cola Period: Royal Temple Constructions, c. A.D. 850-1279” , Karashima, Noboru (ed.), *Kingship in Indian History*, New Delhi: Manohar.
- Rajagopal, S. (ed.), 2001, *Kaveri: Studies in Epigraphy, Archaeology and History (Professor Y. Subbarayalu Felicitation Volume)*, Chennai: Panpattu Veliyittakam.
- Sastri, K.A. Nilakanta, 1955, *A History of South India*, Madras: Oxford University Press.
- Shanmugam, P., 1987, *The Revenue System of the Cholas, 850-1279*, Madras: New Era Publications.
- Stein, Burton, 1980, *Peasant State and Society in Medieval South India*, New Delhi: Oxford University Press.

Subbarayalu, Y., 1982, "The Cola State", *Studies in History*, IV-2, pp. 265-306 (later included in Rajagopal 2001).

からしま のぼる ●東京大学名誉教授 (prof.karashima@nifty.com)